

No.	質問	回答
【1. 事業の申請】		
1	オープンアクセス方針や研究データポリシー等に基づく事業計画等とは具体的にどのようなものを想定しているか。	<p>本事業は2025年度から新たに公募を行う競争的研究費制度による学術論文等の即時オープンアクセスの義務化を見据え、大学等の即時オープンアクセスに向けた体制整備・システム改革を加速させるために実施するものです。</p> <p>申請する大学等におかれては、申請様式に基づき、いつまでに、どのようなオープンアクセス体制を整えるのか、2025年度からの即時オープンアクセスも考慮した複数年間の事業計画を策定いただきたいと考えています。</p> <p>具体的には、オープンアクセスのビジョンを掲げていただきながら、2024年度に、本事業の予算等を用いて、システムの高度化、オープンアクセス体制整備等、どの部分にどのような措置をするかを明示しつつ、2025年度以降複数年度で学内の取組みを含めどのように体制整備を進められていくのかをお示しください。</p>
2	オープンアクセス方針や研究データポリシー等が策定されていないと、本事業には申請できないのか。	<p>申請時点で、オープンアクセス方針や研究データポリシー等を策定していなくても、策定予定の大学等であれば申請は可能です。その際は申請様式において、どの時点までにオープンアクセス方針や研究データポリシー等を策定するか明記いただく必要があります。</p> <p>また、機関リポジトリを有する国立大学等は2025年までに研究データポリシーを策定する必要があることにも留意ください。「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議）をご参照ください。 https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf</p>
3	文部科学省としては本事業の共同申請を推奨しているのか。	<p>各大学等が連携してオープンアクセスに係るシステム開発・体制整備等に取り組むことでより効果を発揮し、効率化につながる場合もあると考えますので、必要に応じて共同申請もご検討ください。</p>
4	参加意向表明後に単独・共同申請の区分変更は可能か。	<p>可能です。</p>
5	申請区分の申請可能額に「程度」とあるが、下限を下回る金額による申請は可能か。	<p>5000万円を下回る金額による申請は可能です（公募要領が5000万円程度からと記載していることも考慮に入れながら申請をお願いします）。</p> <p>今回の事業は機関リポジトリ等（JAIRO Cloud等）の開発のほか、学内でオープンアクセスに係る業務を効率化するためのシステムや、機関リポジトリ等と連携させるシステム等の開発費用に充てることも可能です。その他補助対象経費には、オープンアクセス各種支援策や、オープンアクセスを推進するための各種環境整備にも利用可能です。学内のオープンアクセス体制を整備する観点からこれらを複合的にご検討ください。</p>
6	公表要領の審査の観点に、即時オープンアクセスの目標値のことが記載されているが、後日、目標値が達成されたかどうか調査はなされるのか。	<p>公募要領4.（3）（p.8）にもあるとおり、事業終了以降も本事業により構築された全学的なマネジメント体制による取組状況、機関リポジトリ等のシステム運営、オープンアクセスに係る目標値の達成状況等についてフォローアップを行います。また、本事業の関係者についても、事業終了以降も含め、報告を求める場合がありますのでご承知おきください。</p>
7	KPIの設定を、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」を踏まえて、査読付き電子ジャーナル論文を集計対象としても問題ないか。	<p>問題ありません。各大学等の事業計画等に基づいてKPIを設定してください。</p>
8	学内のどの論文がオープンアクセスになっているかの把握ができておらず、図書館部局や研究推進部局等の間で、オープンアクセスに係る対応のすみ分けができていない状況だが、申請に当たっての留意事項はあるか。	<p>論文のオープンアクセスの状況等については、図書館部局だけで把握できるものではなく、研究推進部局や情報担当部局など関係部局が連携した全学的な体制が必要になるものと考えています。本事業を通じて、大学等本部も含めた全学的な連携体制をご検討ください。</p>

No.	質問	回答
9	公募要領 p.9 (7) 成果等の発表の項目において、本事業で開発された製品等について、成果の普及に努めるよう指示があるが、製品（例えば開発されたアプリ等）は「無償」で公開・普及することは条件となっているのか。	「無償」で公開・普及することは条件としていません。
10	本事業は文部科学省が大学等へ補助金を交付をするのか。	本事業は文部科学省から各大学等へ概算払いで補助金を交付します。
11	補助金の交付決定時期はいつになるのか。	現時点では6月下旬～7月上旬を予定しています。 なお、概算払いは交付決定時の即日支払ではなく、財務省からの示達時期を踏まえ適宜実施します。
【2-1. 補助対象経費】		
12	本事業において、どの期間で補助対象経費が措置できるのか。	交付決定日以降に契約し、補助事業期間内（令和6年度末まで）に執行する分については、本事業の補助対象経費を措置することが可能です。 なお、設備備品費の取扱については、No.34にあるとおり第4・四半期に設備備品費の契約をすることはできないためご注意ください。
【2-2. 補助対象経費 システム整備】		
13	本事業の経費で機関リポジトリのシステム連携の費用に充てることは可能か。	可能です。
14	本事業の経費でJAIRO Cloudの導入費用に充てることは可能か。	可能です。
15	オープンアクセスの推進による研究データの増加に対応するため、本事業の経費でストレージを購入することは可能か。	可能です。なお、クラウドストレージの場合は、交付決定日～令和6年度末までの利用に係る分についてのみ措置が可能です。
16	JAIRO Cloudを利用していない機関リポジトリも補助の対象か。 また、この機関リポジトリをJAIRO Cloudへ移行するための経費は補助の対象か。	対象となります。
17	本事業において5カ年程度の計画の遂行に当たり、複数年の運用経費・システムの利用料を申請することが可能か。	本事業は単年度事業であるため、令和7年度以降の費用に充てることはできません。そのため交付決定日以降に契約したもので、複数年にわたり債務を負担する場合、交付決定日～令和6年度末までの経費についてのみ措置が可能です。
18	オープンアクセス体制を整備を目的として、認証基盤である学認に参加するための費用に充てることは可能か。	可能です。学認を利活用することによるオープンアクセス体制整備等に資する効果等（学内関係者の負担の軽減、オープンアクセス化の促進等）を申請様式において明らかにしてください。
【2-3. 補助対象経費 雑役務費】		
19	雑役務費で人材派遣会社を活用することは可能か。	可能です。

No.	質問	回答
20	雑役務費の「支出を証する書類の作成に係る経費」は具体的にどのような経費を想定されているか。	本項目は、額の確定のための書類作成に係る経費として、雑役務費を用いて人材派遣会社等を活用することなどを想定しています。 支出を証する書類の具体例としては、取扱要領p.9の「(4) 証拠書類の作成・徴収・保存」をご参考ください。
21	雑役務費で論文掲載公開料 (APC: Article Processing Charge) 支援にかかる業務 (支払、予算振替等々) を行うことができるか。	可能です。
22	リポジトリの利用データ解析を業者に依頼する場合、雑役務費として計上してよいか。	オープンアクセス体制を推進する取組の一環として雑役務費でリポジトリのデータ解析を事業者へ委託等することは可能です。その場合、当該データ解析とオープンアクセス体制整備の推進・システム改革の関連についても申請様式において明らかにしてください。
【2-4. 補助対象経費 APC】		
23	学内のゴールドオープンアクセス論文数を把握していないため、オープンアクセス加速化事業でAPCを計上することが困難となっているが、どのように申請すればよいか。 ゴールドオープンアクセス・・・著者がAPCを支払うことにより、学術論文を無料で読めるようにする方法	オープンアクセス論文数やAPCの価格を把握できていない場合、「Web of Science」やJUSTICEが実施する論文実態調査など客観的に把握できるオープンアクセス論文数をもとに、1本あたり32万円※で算出ください。 ※「論文公表実態調査報告2023年度」(大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) 2023年12月27日) (p.4論文単価1本あたり2000ユーロ 1ユーロ160円 (令和6年3月11日時点)) を参考 https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/justice/2023-12/2023_ronbunchosa.pdf また、オープンアクセス化を進めていくにあたり、学内の研究者がオープンアクセス論文をどれくらい創出しているのか、APCをどれだけ支払っているのかを把握できるような体制を整備することは重要です。本事業では、状況把握のための財務会計システム等の更新にも活用することが可能です。
24	出版社から、返金のないまとまった本数のAPCを購入する場合、申請書においてどのように費用を計上すればよいか。	申請にあたっては、貴学がこれまで把握している実績をもとに、交付決定日から令和6年度末までの見込み費用により算出してください。算出根拠は、申請様式別紙の「論文掲載公開料 (APC) 内訳」の「APC本数・単価設定の考え方」にご記載ください。
25	「転換契約のAPC」の額の確定における確認方法は、転換契約全体の支出を証する書類と「転換契約のAPC」部分の算出根拠を説明した資料という理解でよいか。	支出を証する書類として、実際の契約・支払い等がわかる客観的な書類に加え、「転換契約のAPC」分の算出根拠が説明された資料が必要になると考えます。 具体的には、貴学の会計規定等の内規にしたがい、支出に必要な書類を備える必要がありますので、学内の財務担当部署と相談して対応してください。
26	転換契約APC分について、令和7年1月～12月の契約の場合、1～3月分について補助金で措置が可能であるとのことだが、1～3月分というのは1～12月分のAPC費用の4分の1で申請すればよいか。	1～12月分のAPC費用の4分の1の金額で申請してください。
27	APCに類するものも計上可能か。	できません。本事業はAPCの措置を認めるものです。 なお、本事業は、基本的に中・長期的にオープンアクセス体制の整備を推進するための予算です。APCの要求が主となる場合は本事業の趣旨から逸脱する可能性があります。
28	転換契約のAPC分について、補助対象となる期間の範囲をお示しください。	契約が交付決定日以降であり、対象期間も交付決定日～令和6年度末までが対象の範囲です。

No.	質問	回答
29	公募要領p.4で「APC支援経費については、申請状況により、申請上限額を設定する可能性があります。」とあるが、上限の設定はいつごろ行われるのか。	上限の設定は申請の状況を踏まえ、採択後の交付申請手続の際に調整する予定です。 なお、本事業は、基本的に中・長期的にオープンアクセス体制の整備を推進するための予算です。APCの要求が主となる場合は本事業の趣旨から逸脱する可能性があります。
【2-5. 補助対象経費 環境整備】		
30	補助対象経費（キ）各種環境整備（図書館等の業務効率化に向けた備品システム等整備...）とありますが、どの程度の内容までなら環境整備費に充ててよいのか。	<p>オープンアクセス体制を新たに整備するために、既存のオープンアクセス関連業務や、図書館部局、研究推進部局、情報担当部局等の既存の業務について、効率化に向けた取り組みの申請は可能です。実際に費用を計上するにあたっては、申請様式において業務効率化とそれによるオープンアクセスの人員・体制確保の関係性について、できるだけ具体的に明らかにしていただくようお願いします。</p> <p>各大学等で環境が異なるために、各々の状況を踏まえて程度についてご検討いただくことが重要ではありますが、たとえば次のような業務効率化方策が考えられます。</p> <p>例1）オープンアクセス関連業務や既存の図書館業務に関して省力化に資するシステム導入 例2）既存の図書館業務の業務量を減らすため、蔵書点検ロボット等業務の自動化に資する物品の購入 ※オープンアクセス体制確保のために購入する場合に限る</p> <p>本事業はオープンアクセス体制整備等を推進するために実施するものですので、そこから外れるものについての措置はできません。</p>
31	「書籍等のマイクロフィルム化・データ化」は、研究成果のデジタル化であれば広く解釈してよいのか。	デジタル化されたデータ等を機関リポジトリに収蔵するなど、オープンアクセス体制の整備を推進する取組であれば可能です。その場合、オープンアクセス体制整備の推進・システム改革との関連を申請様式において明らかにしてください。
32	補助対象経費（キ）各種環境整備のうち「学内外広報活動費」はどのような広報活動が対象となるのか。	各大学等のオープンアクセス方針・研究データポリシー等の周知や機関リポジトリの活用の啓蒙などオープンアクセス推進に向けた広報が対象となります。
【2-6. 補助対象経費 その他】		
33	「オープンアクセス加速化事業」の支援内容に電子ジャーナルの購読料は含まれるのか。	電子ジャーナル購読料の支援は含まれません。
34	取扱要領5-1. ①(v)に、「設備備品費の購入等には、効果的な整備がなされるよう計画的な設備備品の購入が望まれます。なお、財政支援期間の最終年度の第4・四半期は、設備備品の購入はできません。」とあるが、納品がR7.1.1以降は補助金での支出はできないとの理解でよいのか。	支出は可能です。ここで述べられている購入の時点は支出ではなく契約行為のタイミングのことを指しており、「第4・四半期に設備備品費の契約をすることはできない」という趣旨です。
35	本事業の支払いについて、本補助金と他の経費（科研費など）との合算支払いは可能か。	公募要領2. (2) ②補助対象経費に該当する経費であれば、本補助金を充てることが可能です。ただし、他の財源の使用条件に反しないよう注意が必要です。
36	今回の補助金で、何らかのシステムを開発した場合、知的財産の取扱いに制限はあるか。	本事業の予算は委託費ではなく補助金ですので、基本的に知的財産の取扱いについて国に帰属するものではありません。また共同申請は、代表機関に補助金が交付されます。代表機関と連携機関は委託契約を締結いただき、代表機関から連携機関に研究開発委託費が支払われることを想定しています。そのため共同申請機関内の知的財産の取扱いについては、委託契約等で定められるものと考えます。

No.	質問	回答
37	取扱要領には間接経費は措置されないとあるが、交付要綱の別紙1では補助対象経費として間接経費が挙げられている。どちらが正しいのか。	今回の事業では間接経費は対象外です。公募要領・取扱要領記載の条件に従ってください。
38	公募申請時に「その他（ソフトウェア開発等の役務の提供）」として資金計画に計上した項目について、採択後、学内処理上異なる費目で交付申請書類に計上することは問題ないか。	取扱要領p.5①に「設備備品・消耗品の定義・区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください」と記載されており、補助金の公募申請、交付申請の際に、学内規定を踏まえて判断がなされるものと考えております。 なお、取扱要領p.10にある6.（2）②（ii）にあるとおり、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、その50%以内で増減する場合には承認手続き等の必要はありませんので、その範囲内であれば事業実施期間において、適宜変更が可能です。
39	補助事業期間について、令和7年3月末までに納品、翌月以降支払でもよいか。実績報告書提出時点4月10日には支払いが完了していかなくとも6月30日時点ですべての会計処理が終了していれば良いのか確認したい。	財務規程は各大学等で異なりますので、学内の財務規程に沿ってご対応いただき問題ないのであれば可能です。 ただし、公募要領のとおり、実績報告書は補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までにご提出いただき、支出を証する書類は令和7年6月30日までにご提出ください。
40	リバースチャージ方式の対象となる契約の場合、消費税額も含めて申請書に計上してよいか。 ※RC…リバースチャージ方式とは、買い手側、お金を支払った側が消費税を申告・納税する制度	リバースチャージ方式ではない契約と同様、消費税額も含めて必要な額で要求してください。 なお、額の確定にあたっては、補助対象経費として支出した金額を確認させていただくので、支出を証する書類として必要な書類を備えてください。
【3. 額の確定】		
41	APC支払いの支出を証する書類としてどのようなものが必要か。	支出を証する書類としては、実際の契約・支払い等がわかる客観的な書類が必要です。 具体的には、貴学の会計規定等の内規に従い、支出に必要な書類を備える必要がありますので、学内の財務担当部署と相談して対応してください。
42	研究者へのAPC支援において、研究者が先に学内研究費で支払いをした場合、補助金予算を振り替えて充てることは可能か。その場合には、元の支払の書類と振替の書類をもって、証拠書類とすることで良いか。	交付決定日～令和6年度末までに支払ったAPC分であり、かつ本事業申請における、オープンアクセスに係る事業計画に基づくものであれば可能です。 額の確定の支出を証する書類としては、実際の契約・支払い等がわかる客観的な書類が必要です。具体的には、貴学の会計規定等の内規に従い、支出に必要な書類を備える必要がありますので、学内の財務担当部署と相談して対応してください。
43	補助金の額の確定準備のために、証拠書類をスキャンする等で人的リソースが割かれてしまうが、どのような工夫が考えられるか。	額の確定の準備のために、雑役務費「支出を証する書類の作成に係る経費」を用いて人材派遣会社等を活用していただくことが可能です（補助対象経費（ク））。 ただし、申請様式の資金計画に計上いただく必要があるため注意が必要です。
【4. その他】		
44	公募要領 p.14「年間3,000万円以上の公的配分を受ける場合」は「市民講座、シンポジウム及び…」が全て求められているのか。 また、本事業をAPC支援によりオープンアクセスとした論文は、本事業の成果であることを謝辞等に明記する必要があるのか。	「市民講座、シンポジウム及び…」を全て求めているものではなく、可能な範囲でご対応ください。 また論文について、本事業への謝辞等へは必ずしも明記する必要はありません。
45	政府調達の公告は、交付決定後に実施しないと補助対象外になってしまうのか。	本補助事業を前提として交付決定前に入札公告を掲載することは、債務負担（契約）が交付決定後であれば差し支えありません。

No.	質問	回答
【5. 令和6年4月24日追加】		
46	公募申請書にある「具体的視点」は削除してよいか。	黒字で記載してある「具体的視点」等は削除せずに10ページ以内で申請様式を設計しているため、削除しないようお願いします。
47	日本語論文を英語に翻訳する費用を補助対象経費として計上してもよいか。	本事業は、基本的に中・長期的にオープンアクセス体制の整備を推進するための予算です。オープンアクセス体制整備の推進・システム改革に関連する業務として、本事業を契機として新たに取り組まれる場合は可能ですが、通常行われているような論文掲載のための翻訳費用等については、計上することはできません。当該経費を計上をする場合は、オープンアクセス体制整備の推進・システム改革の関連についても申請様式において明らかにしてください。
48	補助対象経費（キ）に図書館の入退館ゲートの設置を計上してもよいか。	オープンアクセス体制を新たに整備するために、既存のオープンアクセス関連業務や、図書館部局、研究推進部局、情報担当部局等の既存の業務について、効率化に向けた取り組みの申請は可能です。 実際に費用を計上するにあたっては、申請様式において業務効率化とそれによるオープンアクセスの人員・体制確保の関係性について、できるだけ具体的に明らかにしていただくようお願いします。 ご質問の場合、入退館ゲートの設置によってどのように業務の効率化やオープンアクセスの人員・体制確保をするのかについて明らかにしてください。
49	過去に学術誌に掲載された論文を、オープンアクセス化するためにAPCを使用することは可能か。	できません。過去の論文については出版社のポリシー（エンバゴ等）を確認の上、機関リポジトリの収載を通じてオープンアクセス化してください。 エンバゴ・・・ジャーナルが刊行されてから、掲載論文の全文がリポジトリやアグリゲータ（複数の出版社の電子ジャーナルや電子書籍を分野別等にまとめて提供するサービス事業者の総称）で利用可能になるまでの一定の期間のこと
50	APC利用無制限の転換契約モデルの場合、APCに係る費用、APC本数の計上をどのようにすればよいか。	申請にあたっては、貴学がこれまで把握している実績をもとに、交付決定日以降の契約日から令和6年度末までの見込み費用により算出してください。算出根拠は、申請様式別紙の「論文掲載公開料（APC）内訳」の「APC本数・単価設定の考え方」にご記載ください。 オープンアクセス論文数やAPCの価格を把握できていない場合、「Web of Science」やJUSTICEが実施する論文実態調査など客観的に把握できるオープンアクセス論文数をもとに、1本あたり32万円で算出ください。
51	No.38の回答について、補助対象経費内の内訳間の流用（例えば物品費のうち、設備整備費から消耗品費への流用）については特段の制限はないということか。	特段の制限はありません。 ただし、No.38でもいえることですが、事業計画や本事業の趣旨から逸脱するような使用をされた場合、額の確定時に返還いただくこととなります。なお、事業計画の変更が必要な場合、補助金交付要綱第8条の規定に従ってご対応ください。
52	全体のシステム開発工程のうち、「要件定義～詳細設計」を令和6年度内に業者が行い、納品物として設計書等を提出してもらおう。 この場合の「令和6年度内」の開発にかかる部分については、補助金の対象となるか。	システム整備全体計画のうち、令和6年度中に履行が完了し、検査検収された経費について補助対象経費と認めることが可能です。 ご質問のように「要件定義～詳細設計」を交付決定日以降の令和6年度中に業者との請負契約が締結され、同年度中に設計書が納品されることが当該契約の履行完了要件であり、適切に検査検収されるのであれば、補助対象範囲として差し支えありません。
53	公募要領P15（10）に記載の令和6年4月1日以降のチェックリストはどこにあるか。また、切はいつまでか。	令和6年度版研究不正行為チェックリストはこちらをご参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00006.html また、提出切は公募要領にあるとおり交付申請日までです。